

平成30年4月9日

トプコン健康保険組合

家庭用常備薬等補助幹旋のお知らせ

健康保険組合では、保健事業の一環として、被保険者の皆様とご家族の健康に役立たせていただくため、家庭用常備薬等の補助幹旋を行います。今回のトプコン健康保険組合負担額は1,500円までとなります。なお、10月上旬（11月納品）に補助金は付きませんが感冒薬を中心とした家庭用常備薬等の幹旋を行う予定にしておりますのでご利用ください。

幹旋価格は全体的に市販価格より超割安に設定されています年間を通じて必要な医薬品をお求め下さい。詳細については下記のとおりです。

記

1. 対象者 被保険者全員、但し申込時（平成30年4月1日現在）被保険者資格を有する方。
2. 申込方法 別紙申込書の中から希望する品を選び数量、申込金額を記入して下さい。
(注) 申込書には必ず社員番号、氏名等を記入して下さい。
「購入金額が1,500円までは健保負担」とし、それを超えた金額は各自負担になります。なお、合計金額が1,500円未満の場合はその額が健保負担となります。
3. 申込提出日 平成30年5月2日までに職場・事業所単位で健保組合へ提出して下さい。
4. 納品予定 平成30年6月中旬頃取扱業者により各人毎に梱包の上、職場・事業所に納品します。
5. 支払方法 振込取扱票（振込手数料無料）に記入されている金額を各人がコンビニエンスストア、または郵便局にてお支払いください。

(現品は必ず確認してください、振込取扱票は配付された薬の中に入っています。)

6. 取扱業者 白石薬品株式会社
 7. その他
 - ・薬事法改正に伴い、購入制限（一人1点）のある商品がありますのでご注意ください。
 - ・平成29年1月より、医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制が始まりました。詳しい内容については相談窓口へお問い合わせください。
- ★お問い合わせ相談窓口 TEL：072-622-8500（平日9：00～17：00）

※各庶務担当の方へ

お手数ながら各職場の取りまとめについて宜しくご協力下さるようお願い致します。

以上